⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 0 : 00 P.M. 1 September 2026

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 20 January 2027 (tenders brought with 3 : 00 P.M. 20 January 2027 or submitted by mail 3 : 00 P.M. 20 January 2027)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から令和９年１月20日午後３時まで

②　一次審査の申請書等の提出期限　令和８年９月１日正午まで

②′二次審査の申請書等の提出期限　令和８年11月４日正午まで

③　見積書の提出期間　令和８年12月３日から令和８年12月10日

④　入札の締切　令和９年１月20日午後３時まで

⑤　開札日時　令和９年２月３日午前10時30分

⑥　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札書の提出期限日まで（利付国債の提供の場合は、令和８年12月28日まで）

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本事業は、総合評価落札方式である。

また、本事業は賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う事業である。

令和８年８月21日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　西澤賢太郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　事業名　相武国道事務所管内道路照明施設整備等ＰＦＩ事業

⑶　事業の対象となる公共施設等の種類　道路附属物（道路照明）

⑷　事業場所

①　所在地

ア　八王子国道出張所管内

ａ　国道16号（管理延長42.5㎞）

自）東京都町田市鶴間地先

至）東京都西多摩郡瑞穂町二本木地先

ｂ　国道16号八王子バイパス（管理延長10.4㎞）

自）神奈川県相模原市緑区橋本地先

至）東京都八王子市左入町地先

イ　20号日野保全室管内

ａ　国道20号（管理延長51.2㎞）

自）東京都世田谷区給田地先

至）神奈川県相模原市緑区小渕地先

ｂ　国道20号八王子南バイパス（管理延長2.6㎞）

自）東京都八王子市館町地先

至）東京都八王子市南浅川町地先

②　事業対象　一般国道16号、一般国道20号

⑸　事業概要　本事業は、平成28年５月13日閣議決定された『地球温暖化対策計画』における政府目標である『ＬＥＤ等高効率照明が、2030年（令和12年）までにストックで100％普及の実現』に向けて、関東地方整備局相武国道事務所管内の道路照明の設備維持を行うとともに、未ＬＥＤ道路照明をＬＥＤ道路照明に更新し、事業期間中引き続き設備維持を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

相武国道事務所管内道路照明施設整備等ＰＦＩ事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき、特定事業として選定された事業として、選定事業者が設立した特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「ＳＰＣ」という。））又は選定事業者（以下「事業者」という。）が、Ｏ（Operate）＋ＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式により、設備更新業務、工事監理業務並びに設備維持業務を実施するものである。

⑹　事業期間　事業契約締結の翌日から令和24年３月31日まで。

２　応募者の競争参加資格

⑴　応募者の構成

①　応募者は、１⑸に掲げる業務及び１⑸に掲げる業務以外（事業マネジメント業務）を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

②　応募グループで参加する場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続きを行うこと。構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。

応募企業で参加する場合は、その企業を代表企業とする。（以下、代表企業には応募企業を含む。）

③　応募企業又は応募グループは、事業契約締結までに本事業を行うためのＳＰＣを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として設立することを基本とする。

④　代表企業は、下記アからウまでの要件を全て満たすこと。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が下記アからウまでの要件を満たす場合はＳＰＣを設立しなくてもよい。この要件を満たしＳＰＣを設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。

ア　直近期が債務超過でないこと。

イ　経常損益が直近３期連続で赤字でないこと。

ウ　３期以上の決算を迎えていること。

ＳＰＣを設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

ａ　代表企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

ｂ　構成企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業

ｃ　協力企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣには出資しない企業

ＳＰＣを設立しない場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。

ａ　代表企業：構成員を代表し入札手続きを行う者

ｂ　構成企業：代表企業以外の構成員

ただし、ＳＰＣを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、協定書を締結するものとする。協定書の詳細は入札説明書による。

⑤　入札参加表明書の提出時には構成員全てを明記し、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。

⑥　上記③ＳＰＣの設立において、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア　代表企業及び構成企業は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、関東地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑦　応募に当たり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務及び１⑸に掲げる業務以外（事業マネジメント業務）のうち、いずれかを実施するか明らかにすること。